

**東京都北区
地域密着型サービス事業者
公募要項**

((看護) 小規模多機能型居宅介護)

2024年(令和6年)4月

福祉部介護保険課

1. 公募の趣旨

北区では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を図るため実施するものです。

2. 公募する事業及び公募数

公募する事業	募集圏域	募集箇所数	登録定員等
(看護)小規模多機能型居宅介護	十条台圏域 十条圏域	1	29名
	赤羽西圏域 赤羽北圏域 桐ヶ丘圏域	1	29名
	浮間圏域	1	29名
	滝野川西圏域 滝野川東圏域	1	29名
	西ヶ原東圏域 田端圏域	1	29名

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスについては、普及を図る観点から、上記圏域以外での事業所の開設についても検討しています。ご提案いただく場合には、事前に担当までご相談ください。

日常生活圏域	住 所
十条台圏域	中十条1～4丁目、岸町1～2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目、王子本町1～3丁目
十条圏域	十条台2丁目、上十条2～5丁目、十条仲原1～4丁目
赤羽西圏域	赤羽西1～6丁目(5丁目3～15を除く)、西が丘1～3丁目
赤羽北圏域	赤羽北1～2丁目、3丁目(3～5、16、18、26及び27の一部を除く)、赤羽3丁目(赤羽地域振興室の管轄区域を除く)、赤羽台4丁目2～15、17(9、25～65)、18、19、桐ヶ丘1丁目20、桐ヶ丘2丁目11
桐ヶ丘圏域	桐ヶ丘1～2丁目(都営団地)、赤羽北3丁目(16、18、26)、赤羽台1～3丁目、4丁目1、16、17(1～8、10～24、66、68)、赤羽西5丁目(赤羽西地域振興室の管轄区域を除く)
浮間圏域	浮間1～5丁目
滝野川西圏域	滝野川3～7丁目
滝野川東圏域	滝野川1～2丁目、西ヶ原2～4丁目
西ヶ原東圏域	上中里1丁目、中里1～3丁目、西ヶ原1丁目、西ヶ原3丁目(一部)
田端圏域	田端1～6丁目

3. 応募資格

法人格を有し、以下の（１）及び（２）までのすべての要件を満たす者とし、かつ（３）に該当しないこと。（法人種別は問いません。）

なお、応募者が事業所の指定手続きまでの間に、下記に規定する応募資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

（１）事業実績（①、②のいずれかを満たすこと。）

- ① 令和６年４月１日現在、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所のいずれかを、１年以上継続して運営していること。
- ② 令和６年４月１日現在、入所系の介護サービス事業所に加え、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所のいずれかを、１年以上継続して運営していること。

※ここでいう入所系とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護、短期入所療養介護をいう。

（２）財務状況

- ① 過去３期連続して、営業活動における黒字が出ていること。
ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合はこの限りではありません。なお、通常の営業活動（社会福祉事業または介護保険事業に関するものを除く）に基づく赤字は、一時的な事由によるものとは認められません。
- ② 債務超過ではないこと。
債務超過を解消するため出資等を行い、補助申請時点では債務超過が改善している場合であっても認められません。
- ③ 事業開始当初の運営資金（下記ア、イ）が確保されていること。
ア 開設後３か月分の運営費（年間事業費（予算額）の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{3}{4}$ 以上）
イ 法人事務費（１００万円以上）
この運営資金は法人の自己資金で確保することとし、金融機関からの借入れは認められません。

（３）欠格事項

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- ② 役員等に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③ 会社更生法、民事再生法等による更生または再生手続きを行っている。
- ④ 団体の役員または構成員が、北区暴力団排除条例（平成２４年６月２９日条例第２４号）第２条第１号から第３号に規定する暴力団員及び暴力団関係者。
- ⑤ 団体の役員または構成員が、東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２３年３月３日２２北総契第１８９４号区長決裁）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するもの。

- ⑥ 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、消費税及び地方消費税を滞納している。
- ⑦ 法人が運営している事業所に対し、過去3年以内に都道府県及び区市町村が行った指導検査等において、重大な指摘を受けたことがある。

4. 施設整備及び事業運営等に関する基本的条件

(1) 施設の整備について

- ① 施設の整備にあたっては、建築基準法、消防法、都市計画法、景観法、東京都福祉のまちづくり条例のほか、国、東京都及び北区の関係法令を遵守すること。なお、事前に関係法令の対象となる建築物について、北区のまちづくり部建築課などに必ず確認をすること。
- ② 整備区域内に、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）を含まないこと。また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。
- ③ 敷地及び建物は、所有権を取得し、登記することを原則としますが、それにより難い場合は、長期にわたる事業継続が可能となる期間を有している賃貸借契約または地上権の設定によることが可能です。
※使用貸借契約及び共有による確保は、原則として認められません。
- ④ 原則として、土地・建物に抵当権が設定されていないこと。根抵当権の設定は、根抵当権抹消が確実な見通しがあるもの以外、一切認められません。
- ⑤ バリアフリーに配慮した整備とすること。
- ⑥ 建物の配置、構造及び設備について、日照、採光等を十分に配慮したものとすること。また、景観やプライバシー等、近隣住民に配慮したものとすること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、換気・手洗い等の設備や、施設内ゾーニング・動線分離等を想定した設計、予防や感染発生対応のための運用等、感染症対策を十分に考慮したものとすること。
- ⑧ 消防法等に従い、必要な設備（スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備等）を設置していること。
- ⑨ 2階建て以上になる場合は、エレベーターを設置すること。
- ⑩ 2階以上の階層に宿泊室を設ける場合、宿泊室に面したバルコニーを設置すること。バルコニーの幅は、車椅子で避難可能な広さ（目安として有効90cm以上）とすること。宿泊室が1階の場合であっても、2方向避難経路を確保すること。
- ⑪ 居間及び食堂は、利用者1人あたり3㎡以上とすること。
- ⑫ 宿泊室の整備にあたっては、内法で7.43㎡（4.5畳）以上とし、6室以上整備すること。
- ⑬ 職員の休憩室や、更衣室として使用する部屋を、独立して設けること。
- ⑭ 事業所名称は、地名を入れるなど、区内のどの地域にあるか容易に分かるようにすること。
（例：小規模多機能型居宅介護●●赤羽台）

(2) 施設の運営について

- ① 施設の運営にあたっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令のほか、東京都

北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めるそれぞれの基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。

- ② 選定された事業者は、円滑に事業が行えるよう、近隣に対する配慮や説明を十分に行うこと。説明に際しては、事前に説明の概要等を区に報告すること。
- ③ 事業開始後、家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の社会との結びつきを確保するとともに、地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。地域住民からの要望に対しては、誠実に対応すること。

(3) 事業継続期間について

運営事業者には、最低20年間の事業運営を義務付けるものとします。

なお、補助制度（下記）の利用にあたっては、建物等の耐用年数に応じた財産処分の制限期間以上の事業運営が前提となることから、財産処分の制限期間内に事業を中止した場合は、補助金の全額又は一部を区に返還することとなるため、申請にあたっては、採算性や効果等を十分に検討すること。

(4) 応募について

- ① 応募することができるのは、1か所とします。
- ② 1つの土地・建物について、応募することができるのは、1法人とします。

5. 選定の方法

(1) 事業予定者の決定方法

北区が設置する地域密着型サービス運営協議会において、次のとおり審査を行い、最終的に区長が決定します。

なお、書類審査及びヒアリング審査の総合評価点が区の定める基準点に満たない事業者は、選定を行いません。

(2) 審査方法

下記①②の審査を行います。

- ①書類審査
- ②ヒアリング審査

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査対象の全ての事業者にも文書により通知します。

(4) 事業予定者等の公表

- ①応募の状況、②審査基準、③事業予定者として決定した事業者については、北区ホームページ等で公表します。

6. 選定の基準

事業者選定にあたっての基準については、法人の健全性・安定性や財務基盤の安定性のほか、別紙1「東京都北区地域密着型サービス事業者運営事業予定者審査基準（（看護）小規模多機能型居宅介護）」を参照してください。

なお、選定の過程及び他法人の選定結果詳細については、公開しません。

7. 選定までのスケジュール（予定）

	補助あり(1回目)	補助あり(2回目)
応募書類受付	令和6年4月8日(月) ～5月17日(金)	令和6年11月中旬～12月中旬
審査(書類・ヒアリング)	6月上旬～7月上旬	1月上旬～2月中旬
事業予定者の決定	7月中旬	2月中旬

8. 応募手続き等

(1) 応募申込

① 提出日時及び提出場所

提出日時	提出先
令和6年4月8日(月)～5月17日(金) 午前9時～午後4時まで(土日祝日を除く)	東京都北区王子本町1-15-22 北区役所第1庁舎1階13番 福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119

※郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約のうえ、ご来庁ください。

※提出書類に不備がある場合は、受け付けられません。

※書類提出後の差替え及び内容の変更は、提出締切日まで受け付けます。ただし、担当部署の指示による差替え等はこの限りではありません。

※書類受付後の書類審査により、応募資格及び応募条件に該当しない事業者からの応募であることが判明した場合は、応募の申請を不受理としますので、応募資格及び応募条件をよく確認のうえ、申請してください。

② 提出書類

様式2「提出書類一覧」をご参照ください。

③ 書類提出方法

別紙2「提出書類作成要領」をご参照ください。

(2) 質疑受付

受付期間・件名	提出先
①受付期間 令和6年4月8日(月)～5月17日(金)午後4時 ②件名 「北区(看護)小規模多機能公募質問(法人名)」 ※質問票を添付してください。	福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp

※整備圏域の状況(要介護認定者数等)の情報を必要とする場合は、当質問票にてご連絡く

ださい。別途提示いたします。

※「質問票」（別紙様式）に要旨を簡潔に記載のうえ、電子メールで提出してください。電話・FAXによる質問は受け付けません。なお、簡易と思われる質問については、当課までご相談ください。

※質問は順次回答いたしますが、5月16日（木）の回答を最終とします。

※応募申込後の質問は受付いたしません。

9. 事業計画提案書について

提出書類のうち、「(様式12) 事業計画提案書」については、以下の内容に留意し、提案してください。なお、様式は必要に応じて伸縮してください（最大で、A4・12頁まで）。

※様式内に図表等を貼付する場合は、その図表中の文字の大きさは「11ポイント以上」でなくても可としますが、書類審査の主要な様式となるため、その点を考慮してください。

1. 法人の理念・姿勢	(1) 法人の基本理念、経営理念について 従業員への周知方法などを含め記載すること。
	(2) 本公募に応募した理由
	(3) 自己評価や外部評価、情報の公開に関する考え方 評価の実施に関する考え方・評価に対する取り組みを含め記載すること。
2. 法令等の遵守・運営実績	(1) 法令等の遵守についての考え方（労働関係法令を含む）
	(2) 個人情報保護についての考え方（従業員の守秘義務など）
	(3) 過去の指導監査結果に対する取り組みについて
	(4) 事業を運営するに足る実績・経験について 介護保険サービス事業の運営実績、経験を含め記載すること。
3. 人材確保・育成	(1) 人材確保の取り組みについて 地域人材の活用を含めた、従業員の募集に当たっての具体的かつ多様な方法、離職率を低くするための取り組み、労働環境の配慮などを含め記載すること。
	(2) 従業員の育成・接遇に関する取り組みについて 具体的な研修計画やその内容などを含め記載すること。
	(3) 管理者に求める資質・経験について
	(4) 経験のある従業員の採用について 経験のある従業員の配置に対する考え方などを含め記載すること。
4. 運営管理	(1) 危機管理体制について 非常災害時の体制の内容や応援体制、防災の取り組みなどを含め記載すること。
	(2) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について 事故防止に対しての取り組み、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(3) 衛生管理体制について 感染症や食中毒に関する具体的な予防対策、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(4) 苦情処理のための体制について

	苦情処理の体制の内容、具体的な処理の手順などを含め記載すること。
5. 利用者への対応	(1) 24時間365日サービス提供についての考えについて (看護) 小規模多機能型居宅介護サービスが適すると考えられる利用者像や、通い・訪問・宿泊のサービスのどのサービスに重点を置くのか等についても含めて記載すること。
	(2) 具体的な介護の方針について 日常生活上の支援(入浴や食事などの支援内容)についての具体的な内容、自立支援のための具体的な手法などを含め記載すること。
	(3) 個人データ等の管理について 個人データの管理方法、データを持ち出す場合に配慮することを含め記載すること。
	(4) 利用者等への人権及び尊厳に対する考えについて 身体拘束や虐待防止に対する考え、取り組みなどを含め記載すること。
	(5) 認知症ケアに対する考え方について 認知症対応策の具体的な手法、ケアの内容の創意工夫などを含め記載すること。
	(6) 重度化した場合に対する支援の考え方について 医療依存度の高い利用者の受け入れ、ターミナルケアへの取り組みなどを含め記載すること。
	(7) 緊急時の対応について 日中・夜間時のサービス提供時の事故及び病状悪化等の対応や協力医療機関との協力体制などを含め記載すること。
6. 事業の安定的な運営	(1) サービスの質の向上への取り組みについて 向上への具体的な目標や方策を含め記載すること。
	(2) 利用者確保のための取り組みについて
7. 地域の理解・連携	(1) 地域密着型サービスについての考え 介護保険制度における地域密着型サービスの意義・目的についての考えを含め記載すること。特に、整備予定圏域が抱える地域課題を独自に分析のうえ、その解決策も合わせて提案すること。
	(2) 地域包括ケアシステムについて 住民交流などの地域づくりの拠点となる取り組みを記載すること。
	(3) 地域との連携について 運営推進会議の設置計画、構成する委員などを含め記載すること。
	(4) 他のサービス事業者及び関係機関との連携及び交流について 地域の医療・保健・福祉関係機関、民生委員、行政機関や区内事業者との連携方法などを含め記載すること。 地域において(看護)小規模多機能型居宅介護サービスが定着するために必要な取組について記載すること。
	(5) 区民雇用の促進について 職員の採用にあたり、区民雇用の促進に係る取り組みや考え方について記載すること。

(6) 物品等の調達に係る区内事業者からの購入について
備品や消耗品等の購入にあたり、区内事業者からの購入に係る考え方について記載すること。

10. 選定後の手続き

事業開始の準備が整った時点で、区に地域密着型サービス事業所の指定申請書等を提出します。区が指定申請書等の審査及び現地調査を行い、指定します。

ただし、指定申請書等の審査結果により指定基準に満たない場合は、指定しないことがあります。

※補助制度の日程の都合上、事業開始まで一定の期間を要する場合があります。選定後、事業開始時期について必ず区担当者と調整後、手続きを進めてください。

11. 補助制度

(1) 補助制度の内容

補助制度の内容は、次のようになります。補助金の活用を予定している場合は、資金計画を作成する際に、補助予定額を見込んでください。

※補助予定額は、現時点でのものとなっているため、今後変更となる場合があります。

なお、選定後、別の補助制度についても併せてご案内させていただく場合があります。

補助制度名	補助予定額
施設整備費補助	36,600 千円/施設
施設開設準備経費補助	839 千円×宿泊定員数

(2) その他

①補助制度を活用する場合は、公募申請とは別に補助金協議等の手続きがあり、協議スケジュールに合わせ、別途関係書類が必要となります。

なお、補助申請時期が限られているため、制度活用時の開設年月日も限定されます。具体的なスケジュールを含む詳細については、補助を受ける年度により異なるため、事業予定者として決定後、協議をさせていただきます。開設までに2年程度を要する場合があります。

②北区の補助制度は、国の交付金や東京都の補助制度を活用しているため、区の補助要綱のほか、別途、国及び東京都の要綱に基づいて、条件が付されます。

③交付金及び補助金は、国または東京都との協議により、交付が決定されるものであるため、必ずしも交付されるものとは限りません。

12. 問い合わせ（提出）先

北区福祉部介護保険課給付調整係

〒114-8508 北区王子本町一丁目 15 番 22 号 北区役所 第一庁舎 1 階 1 3 番

電話 03-3908-1119 (直通)

Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp

担当



13. その他

(1) 公募への応募後の辞退は、原則として認めていませんが、書類提出後やむを得ず選定前まで

に応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の記名のある応募辞退届（様式自由）を提出してください。

- (2) 提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。
- (4) 北区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (5) 審査の過程については、公表いたしません。
- (6) 応募書類及び提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区は事業者の公表等に必要な場合は、応募書類及び提案書の内容を無償で使用できるものとします。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき、公開します。